

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定に係る

兵庫地方労働審議会の意見に関する公示

兵庫労働局一般公示第 44 号

令和 8 年 1 月 26 日兵庫地方労働審議会から兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 10 日までに、兵庫労働局長（〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー 16 階 兵庫労働局労働基準部賃金室経由）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和 8 年 1 月 26 日

兵庫労働局長 金成真一

記

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定に係る兵庫地方労働審議会の意見要旨

次の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

**兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃**

**1 ( 1 ) 適用する家内労働者**

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

**( 2 ) 適用する委託者**

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

**( 3 ) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額**

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越<sup>こし</sup>につき、金額欄に  
掲げる金額

品 目		織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額		
		織機の種類	ジャガード 仕口数	仕上げの重さ 又は 縞糸の本数	仕上げ幅			
後染	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る。）	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グム 以上のもの	36 センチ メートル のもの	184 円		
	正絹紋りんずちりめん					275 円		
	正絹銀無地ちりめん		400 口	6.06 ミリメートル の間に縞糸 が 22 本以上 のもの		305 円		
	正絹紋意匠ちりめん					315 円		
先染	正絹着尺	小幅力織機 (両六丁)	400 口 以 上	3.03 センチメートル の間に縞糸 が 60 本以上 のもの		390 円		
	正絹コート地					360 円		
	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	小幅力織機 (両八丁)	600 口 以 上			1,000 円		
		小幅力織機 (両十丁)				1,185 円		
		小幅力織機 (両十二丁)				1,390 円		
						1,495 円		

（備考） 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

**( 4 ) 効力発生の日 平成 14 年 2 月 14 日**

**2 廃止の効力発生の日  
法定どおり**

別紙

## 異議申出書

令和8年1月26日貴殿が公示した兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃に  
係る地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により  
下記のとおり異議を申し出る。

記

### 1 異議の内容

### 2 異議の理由

令和8年 月 日

申出者

住所：

氏名：

兵庫労働局長 金成真一 殿